を行い 切に受け継がれています。 り組みの一つとして、 が残されています。

狸森南上組自奉楽のまでは、

上組自奉楽の継承を紹介します。

地域の文化財保護の取

各時代の・

これらは、

伝統的な民俗芸能 地域に根付く

は南上組が継承しています で行われて た寺院を再建するため「法楽」 寺の住職・ (1752)年に、 地区に伝わる民俗芸能です。 狸森南上組自奉楽は、 「自奉楽」の名称は、 上・南下・江戸・薑) 雅森地区の5組(北 村の若者が各地で興 清光和尚が、 いまり したが、 古寺山白山 う 宝 宝 香 き 2 現在 荒れ

狸森 構成され、 次郎獅子

修繕しながら長く大切に使っている太鼓

し

などによ

踊り子となる子どもたち

自奉楽」の特徴として、

後の継承活動のために5組全 が少なくなったことから、

を通じて、

地域の伝統行事と

とともに、

多くの

人にその

鮇 る

れてきた自奉楽を守り

続け

力を伝えていきます

保存会では、

これらの活動

してこれまで大切に受け継が

構成があげられます。 最初に「太郎獅子 現在、

と「平鍬踊り」の2つの演目で 狸森南上組自奉楽は「獅子舞」 せて舞う「獅子舞」が付随する 女獅子」の3匹 太鼓や笛に合わ \mathcal{O}

継承に向けた取 n

りに合わせた5年毎の奉納舞地区の鎮守・神明神社の秋祭は、毎年10月に行われる狸森 に努めてきました。や太鼓の修繕など、 狸森南上組自奉楽保存会で 自奉楽で使用する獅子頭 か 少子化、 神明神社の秋祭 その継承

地域の文化財保護団体

域の宝を受け

人々の営みと歴史を物語る数多くの文化 地域の皆さんの努力によって 文化振興課章(94)2152 能で、狸森南上組自奉楽もそ布している地域特有の民俗芸 通り南部の市町村を中心に分 踊り」を舞い の一つと言えます 田楽芸に付随する形態は、 手に木製の鍬を持って「平鍬 獅子が舞った後に、 川村・石川町・ ちが傘鉾を中心に輪を作り、 います。 矢吹町など中 踊り子た 獅子舞が

玉

貴重な事例であることなどか 承形態や経路を研究する上で とる狸森南上組自奉楽は、 文化財に指定されました。 このような特徴的な形態を 令和元年に市の無形民俗 伝

太鼓を響かせながら舞い踊る獅子

5

組 4

ました。 的に練習を行っています 月に奉納舞を行うこととしま 元年以降奉納舞は中止して 染症拡大の影響により、 ばれる伝統行事に併せて、 承されている「三日正月」と呼 時期を変更し、 得ることが難し ることもあり、 れぞれで子ども神輿が行われ 新型コロナウイ 秋祭りでは、 継承活動として継続 狸森地区に継 各組の協力を いため、 5組そ -ルス感 令和 奉納 6

用語の解説

- ※1 仏の教えを修めて自ら楽しむこと。また、 奏楽などで神仏を楽しませること。
- ※2 神社や寺院、慈善事業などに寄付する金銭
- ※3 祭礼や祝賀の飾り物の一つで、大きな傘 の上に、鉾、薙刀、造花などを取り付け
- ※4 田植えが終わった後、忙しくなる前に3 日間農作業を休んだことに由来する行事

介護保険制度のお知らせ

社会で支え合う 明るい将来

長寿福祉課☎(88)8117



号被保険者(40歳以上の人)が

負担金で成り立っ

7

国・県・

知書を郵送しますの

で、

納期

までに必ず納付

してくださ

保険者(65歳以上の

人)と第2

体で支え合う制度です。

旬に対象者に納付通

介護が必要な人を社会全

白熱したボッチャ体験(小塩江いきいき学級)

自己負担限度額(日額)一覧

		対象者		居住費				食費		預貯金額等が以下
	所得段階			ユニット 型個室	ユニット 型準個室	従来型 個室	多床室	施設	短期 入所	の金額を超える場 合は対象外
	第1段階	●住民税非課税世帯の 老齢福祉年金受給者●生活保護の受給者		820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円	単身:1,000万円 夫婦:2,000万円
	第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入額が80万円以下の人		820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円	単身: 650万円 夫婦:1,650万円
	第3段階	1	住民税非課税世帯 で合計所得金額+ 課税年金収入+非 課税年金収入額が 80万円超120万円 以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円	単身: 550万円 夫婦:1,550万円
		2	住民税非課税世帯 で合計所得金額+ 課税年金収入+非 課税年金収入額が 120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円	単身: 500万円 夫婦:1,500万円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は()内の金額

みんなで創る未来

個人でできる身近な取り組み や市で行っているSDGs推進事 業などを紹介します。

☞企画政策課☎(88)9111

●ゴール11「住み続けられるまちづくりを」

道路や橋は、人やモノが移動するために必要不 可欠であり、私たちの大事な生活基盤となってい 要であり、特に災害時には避難や救援、物資の輸

送などが確実に行われる必要があります。

また、地域で日常的に利用している道路は、美化運動などを通

じて、地域のコミュニティの機能も併 せ持っています。市では、道路や橋な どの整備や改修を日々行い、安全に長 く使えるようにしています。

私たち一人ひとりができることって?

地域で行っている草刈りやゴミ拾い などで、地域の道路環境が良くなり、 安全で住みやすいまちとなることが期 待されます。



きれいな道路は安全安心

お知らせ」をご確認ください 険料は同封する「介護保険料

認定申請を忘れずに 護保険負担限 の

たせば負担額が軽減されま なりますが 住費」や「食費」は自己負担と の有効期限は、 現在認定を受けている 定の 要件を満

なお、 所得段階ごとの保

7月31日で の「居 持ち物 り2カ月以内に記帳 金通帳などの写し(申請日よ が上の表の上限額を越えな (別世帯の配偶者を含む) 世帯全員が 人と配偶者の預貯

本人と配偶者の預貯

し

た

きは、 ください 認定対象者 引き続き認定を受けると

長寿福祉課に申請して

次の要件を全て 税非 課税

金など

住民